

かがわの文化財保全・活用応縁プロジェクト

地域の宝 文化財
大切に守り、伝え、魅力ある地域づくりを推進するために

▼「かがわの文化財保全・活用応縁プロジェクト」

第一次 寄附募集のご案内



善通寺 五重塔



金刀比羅宮



善通寺 金堂



神谷神社

金刀比羅宮や善通寺など、香川県には魅力ある豊富な文化財があり、多くの観光客が訪れています。文化財を劣化や損傷から守り、安全に活用するための修理や整備には、多額の経費が必要です。県では、個人又は法人その他の団体から寄附金を募り、文化財の所有者等が行う保全の経費を助成するとともに、そのご縁を、魅力ある地域づくりに活かし、文化財を次世代へ継承する事業を効果的に進めます。

第1次 寄附募集期間 令和6年4月から12月(令和6年3月から申込受付開始予定)

寄附の方法

県教育委員会のホームページから、寄附申込書をダウンロードし、ご記入の上、メール、FAX又は郵送願います。※準備中です

いただいた寄附金の使い道

これからの文化財の保存修理等の事業に対して計画的に支援するため、受領した寄附金を香川県文化財保存活用基金に積み立てる予定です。

【文化財保存活用事業計画】

民間の文化財所有者が行う文化財保全事業を毎年公表します。事業ごとに寄附先を指定して寄附を受け付けます。(事業指定なしの寄附も可能です)。なお、寄附額の10%は本県文化財保護の経費に充てさせていただきます。

寄附した場合の税制優遇

※詳細は国税庁のホームページをご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm)

<企業等の場合>

①本県に本社が所在する企業等

法人税法の規定により寄附額的全額が損金算入(課税所得の計算をするときに、益金からその金額を差し引くこと)され、一般的に寄附額の約3割相当の税額が軽減されます。

②県外に本社が所在する企業等

企業版ふるさと納税制度により、最大で寄附額の約9割相当の税額が軽減されます。

※10万円以上の寄附が対象で、寄附を行う代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。

<個人の場合>

所得税法の規定により、その年中に支出した特定寄附金(国又は地方公共団体、公益団体等といった団体に対して行った寄附金)の合計額から2千円を差し引いた額が税額から控除されます。

※特定寄附金の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

【問い合わせ・申し込み先】 香川県教育委員会事務局生涯学習・文化財課

〒760-8582 香川県高松市天神前6-1 TEL 087-832-3786 FAX 087-831-1912

Email: shogaigakushu@pref.kagawa.lg.jp

URL: <https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenkyoui/shogaigakushu/bunkazai/index.html>

